

賛助会員規約

一般社団法人日本ネットクリエイター協会

平成26年1月1日制定
平成26年9月26日改訂

一般社団法人日本ネットクリエイター協会
賛助会員規約

- 第1条 一般社団法人日本ネットクリエイター協会（以下「協会」という）は、協会定款第5条(2)に定める賛助会員（以下「会員」という）の加入、脱退に関する事項について、協会定款に定めるほかは、本規約の定めるところにより取り扱うものとする。
- 第2条 加入を希望する者（以下「申込者」という）は、定款及び本規約の定めに基づき、協会により、協会に加入することを承認された場合に、協会の会員となることができるものとする。
- 2 申込者は、法人・個人を問わない。
 - 3 会員資格を保有できる期間は2年とする。
- 第3条 申込者は、協会への加入申込書を協会に提出する。
- 第4条 年会費は1口金50,000円とし、1口以上を加入申込書に記載し、申し込むものとする。
- 2 正会員の身分を有するものは、前項の年会費は4口以上とする。
 - 3 会員は、第1項の年会費を、協会の請求に基づき支払う
 - 4 正当な理由がないにも関わらず、年会費の支払いを遅滞した会員については、資格取消となる場合があるものとする。
- 第5条 会員は、脱退する場合には、協会に対し、協会所定の退会届を提出するものとする。
- 2 前項の退会届は、脱退予定日の1か月以上前に届出をしなければならないものとする。
 - 3 脱退前に支払われた年会費については、会員資格の有効期間が残存する場合にも一切返金されないものとする。
- 第6条 本規約は、協会の適正な手続きにより、改訂・変更されることがあるものとする。